

## 第141回電力・ガス取引監視等委員会 議事要旨

日時：平成30年5月19日(木)13:00~14:00

出席者：

- (委員) 八田委員長、稲垣委員、圓尾委員、箕輪委員
- (事務局) 岸事務局長、新川総務課長、鎌田取引監視課長、  
木尾取引制度企画室長、野沢統括NW事業管理官、  
恒藤NW事業監視課長、日置NW事業制度企画室長、  
伊藤小売取引検査管理官

議事概要：

公開開催

- 平成28年度託送収支の事後評価について  
事務局から一般送配電事業者の平成28年度託送収支の事後評価の結果の報告を行うとともに、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」第2(14)に照らし、変更認可申請命令の必要があるとは認められない等の意見を経済産業大臣へ行うことを決定した。
- JEPX 業務規程の認可変更について  
卸電力取引所(一般社団法人日本卸電力取引所)の業務規程変更認可申請に係る審査について議論し、委員会としての対応方針を検討し、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」第1.1.(44)に規定する基準に適合することが認められた旨の意見を経済産業大臣へ行うことを決定した。

非公開開催

- 小売電気事業の登録について  
小売電気事業及び小売供給の登録申請に係る審査について議論し、1件の事業者について委員会としての対応方針を検討し、いずれも「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」第1(1)2に該当する事実は認められない旨の意見を経済産業大臣へ行うことを決定した。

- ガス小売事業の登録について  
ガス小売事業の登録を受けた事業者からのガス小売事業の変更登録申請に係る審査について議論し、1件の事業者について委員会としての対応方針を検討し、「ガスの使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」に該当する事実は認められない旨の意見を経済産業大臣へ行うことを決定した。
- 供給区域外に設置する電線路による供給の許可について  
供給区域外に設置する電線路による供給の許可について議論し、当該許可について委員会として「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」第1（15）①及び②に適合している旨の意見を経済産業大臣へ行うこと等を決定した。
- 一般送配電事業者による工事費負担金の精算誤りについて  
事務局から一般送配電事業者が発電設備等の連系工事において、託送供給等約款に定めるとおり、撤去後の資材の残存価額を差し引いて算定すべきところ、差し引かずに算定し精算していた事象が確認された旨の報告を行うとともに、委員会としての対応方針について議論を行った。

以上